

平成28年3月から、全国のコンビニエンスストアで各種証明書が取得できます。(ご利用には、個人番号カードが必要です)



取り扱う証明書

- 住民票の写し
- 所得・課税証明
- 印鑑登録証明
- 戸籍謄抄本

利用できるコンビニエンスストア

- セブンイレブン
- ローソン
- ファミリーマート
- サークルKサンクス

ご利用時間

午前6時半～午後11時
年未年始を除く

詳しくは、市政だより平成28年2月号でお知らせいたします。

民間事業者のみなさまも、マイナンバーを扱います!

平成28年1月以降、以下の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- 健康保険や厚生年金の手続きや、源泉徴収の手続き
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の法定調書の提出 など

安全管理措置

- 担当者の明確化
- 適切な従業員教育
- カギ付き保管庫
- PCのアクセス制限・ウイルス対策ソフトウェア など

制度が始まるまでに、準備をお願いします。

マイナンバーに対応した
人事・給与などの
システム開発や改修

マイナンバーを適正に
扱うための従業員研修や
社内規程づくり

マイナンバーを含む
個人情報の
安全管理措置の検討

特定個人情報*の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。

*マイナンバーをその内容に含む個人情報のことをいいます。

[ガイドラインに関する情報はこちら](#)

[特定個人情報保護委員会](#)

[検索](#)

法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人*には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

*法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。(法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。)

マイナンバー・法人番号の詳細はこちら

公式サイト

マイナンバー

検索

公式Twitter

マイナンバー ツイッター

検索

内閣官房社会保障改革
担当室(番号制度)
@MyNumber_PR



お問合せ

☎0570-20-0178

マイナンバー

コールセンター(全国共通ナビダイヤル)

平日/午前9時半～午後8時

土日祝/午前9時半～午後5時半

年未年始を除く

*一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

*ナビダイヤルは通話料がかかります。

*外国語対応(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)は0570-20-0291におかけください。

熊本市における、マイナンバーを取り扱う予定の事務手続き

市役所関係	
社会保障部門	
保護管理援護課	中国残留邦人等に対する支援給付
精神保健福祉室	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院
障がい保健福祉課	身体障害者福祉法による障害者支援施設等への措置 知的障害者福祉法による障害者支援施設等への措置
住宅課	市営住宅 市営改良住宅
児童相談所	里親の認定、養育里親の登録 障害児入所給付費などの支給 児童養護施設等(入所)利用の保護者等の負担能力の認定又は費用の徴収 児童自立生活援助事業
子ども支援課	母子家庭等日常生活支援事業
感染症対策課	予防接種 感染症患者の入院
学務課	就学援助の認定を受けた児童・生徒の医療費支給

区役所関係			
社会保障部門		保護課	生活保護
区民課	国民健康保険 国民年金 後期高齢者医療 特別障害給付金	保健子ども課	こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業) 妊婦歯科健診 幼児健診 教育・保育給付支給のための施設利用の申込 小児慢性特定疾病医療費助成 助産施設、母子生活支援施設入所 児童扶養手当 母子父子寡婦福祉資金貸付 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 未熟児療育医療の給付 児童手当 自立支援医療費(育成医療) 健康手帳の交付
福祉課	障害児通所支援(児童発達支援など) 障害福祉サービス(居宅介護など) 地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業など) 養護老人ホームの入所判定又は費用徴収 介護保険 特別児童扶養手当 特別障害者手当 身体障害者手帳 自立支援医療(更生医療) 補装具費支給 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療費(精神通院)	税務部門	市県民税、軽自動車税、固定資産税 他